

別表十(二)
7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

② 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算									
国際戦略総合特別区域の			所得金額仮計又は連結所得金額仮計		4	円			
指定特定事業法			の		5				
として			の		6				
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容			計		7				
			算						

7欄

国際戦略総合特別地区における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第60条の2第1項」

②区分番号に、「00352」

③適用額欄に、当該別表十(二)7欄の金額(円単位)を記載してください

損金算入額

$(6) \times \frac{20}{100}$

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指 定 の 取 消 日				8	平	・	・	指定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
算入された金額の合計額の計算に 適用対象年度において損金の額に	事業年度又は連結事業年度				損 金 算 入 額					
					10					
	平	・	・	円						
	平	・	・							
	平	・	・							
	平	・	・							
	平	・	・							
	平	・	・							
	平	・	・							
合 計										